

NEWS LETTER



ニュースレター冬号のお知らせ

2023年冬号



JR博多シティのイルミネーション

寒さもいちだんと厳しくなりましたが、お変わりなくお過ごしでしょうか。 さて、弊社では自動車保険、火災保険、傷害保険、ペット保険などの損害保険と医療保険、がん保険、生命保険をお取り扱いさせて頂いておりますが、最近では老後のための資産を創りながら、リスクカバーもできる「終身保険」や「変額保険」、また病気治療中の方でも、告知の必要がない「一時払い保険」や持病があっても加入できる「緩和型医療保険」、「働けなくなってしまった時の保険」をご提案させていただく機会が増えております。池松コンサルティングでは、お客様のお仕事や収入、生活環境やご体調の変化、そして将来のことを一緒に考えながら、わかりやすく丁寧に、ご加入状況の確認や進化した新しい保険へ乗換えるお見直しをお手伝いさせて頂いております。ご希望の方は、ご遠慮なくお問合せください。

自分で作る年金 iDeCoとつみたてNISAの比較

人生100年時代、老後の個人の資産形成を推進するため、現在さまざまな制度が広がっています。 今回はその代表的なiDeCo(個人型確定拠出年金)と、つみたてNISA(小額投資非課税制度)について 基本的なしくみと違いについて次に通り、お知らせいたします。

手続きなど

	利用できる人	利用方法	掛金・投資額	非課税限度額	投資方法	非課税期間	新規に投資できる期間	投資対象の変更	投資対象の変更
								(新規投資)	(スイッチング)
:D-O-	いずれかの公的年金に	制度を扱っている	5,000円以上	月額1.2万~6.8万円	毎月積立	受取終了まで	期限なし	ਗ	可
iDeCo	加入している人	金融機関で申し込み	1,000円単位	(年間14.4万~81.6万)	英 月 惧	又収終しより	別版なり	uj	<u>"</u>
~ 3. t ZNIO4	日本に住む	制度を扱っている	最低額は	年間40万円	定期積立	20年間	2040年十万	_	77
つみたてNISA	18歳以上の人	金融機関で口座開設	金融機関による	(年間120万円に拡大予定)	年2回増額可	(無制限化の予定)	2042年まで	uj	不可

税制について

						その他 原則として60歳以降に受取 途中解約不可	
_		掛金(投資額)の非課税	運用時の課税	受取時の課税	□座管理料		
	iDeCo	所得税。住民税非課税 (小規模企業共済等掛金控除)	非課税	一時金:退職所得 年金:公的年金の雑所得	管理料かかる		
	つみたてNISA	なし	非課税	課税対象外	管理料かからない	いつでも解約可能	





進化する医療保険・がん保険

名越です。社会保険制度の改正、また医療現場の治療や技術が新しくなるなかで、 私たちが加入している医療保険やがん保険も、それに合わせて進化しています。 今回はその一部をご紹介させて頂きます。

①入院一時金と通院給付金

医療技術の進歩と国の施策が要因となり、入院日数が短くなっています。しかし、高齢化により入院そのものは増えています。新しい特約では、一日入院するだけで5万~20万の一時金や、退院後の通院費も保障を加えることも可能です。

②重病の入院日数無制限

入院日数が短くなっているものの、生活習慣病 (がん・心疾患・脳血管疾患・高血圧・糖尿病・ 腎疾患・肝疾患・膵疾患など)は、入退院を繰り 返すことも多く、限られた入院日数では不安です。 新しい保険は、このような病気の場合は入院日数 を無制限に設定することも可能です。

③保険料支払い免除の条件が進化

三大疾病(がん・心疾患・脳血管疾患)の場合、以後の保険料の支払いが免除になるのは珍しくありませんが、最近は上皮内がんや一日入院しただけでも、その対象とする保険が発売されました。



④がん保険免責期間の保険料免除

がん保険は保険始期から3ヵ月後より、保障開始となります。今までは、この期間も保険料をお支払い頂いていましたが、弊社が取り扱う新しいがん保険は、お支払いは3ヵ月経過後からとなりました。

相続への生命保険の活用⑤



佐藤です。

相続に有効な手段として遺言書があることは広く知られていることだと思い ますが、生命保険も遺言書のような使い方が出来ることをご存じでしょうか? 生命保険の死亡保険金受取人は、自分が保険金を渡したいと思う人を指定することが出来 ます。もしもの時には、死亡保険金は自分の意思通り、指定した受取人に支払われるとい

うものです。死亡保険金は、受取人固有の財産となり、他の相続財産とは区別して考えられます。そのため、死亡保険金は、原則として遺産分割協議の対象財産にはならず、保険金を受取人に直接渡すことが出来るのです。また、死亡保険金の受取人は複数指定することもできます。たとえば、死亡保険金受取人を妻2分の1、長男2分の1と指定すると、そのように分配されますので、自分の思った通りにお金を渡すことが出来ます。

実際に、相続に関する困った!こうしておけばよかった!という声もよくお聞き しますので、相続対策は早めにとりかかっておくことをおすすめいたします! 相続に関するご相談はお気軽にどうぞ。

株式会社池松コンサルティング

福岡事務所:福岡市中央区渡辺通2-4-8小学館ビル5階

TEL: 092-406-1868/FAX:092-510-7199

大川事務所:福岡県大川市酒見174-70

TEL: 0944-88-0442/FAX0944-88-1832

自動車保険の事故受け付けはこちらです

証

損保ジャパン 0120-256-110 日新火災 0120-25-7474 共栄火災 0120-044-787